

小野町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年11月13日策定
令和5年9月19日改正
小野町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

中山間地域である小野町では、水稻を主とした畜産、葉たばこ、野菜、花き等多様な農業生産を推進しているが、農業構造については恒常的勤務による安定兼業農家が増加傾向にある。特に最近は、農業従事者の高齢化とも相まって遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化においては、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議等の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、小野町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する福島県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する小野町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	2,052.61ha	275ha	13.3%
3年後の目標 (令和8年3月)	2,032ha	247ha	12.1%
目 標 (令和11年3月)	2,011ha	235ha	11.5%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員は、担当地域内の農地の利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と農地の利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成28年5月25日付け28経営第509号）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールにおいて実施してきた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、適宜実施する。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

○農地パトロールと利用意向調査の結果は、「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

○農地パトロールの中で、B分類（再生困難）に区分した農地については、現況に応じて「非農地判断」を行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	2,052.61ha	213ha	10.38%
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	2,032ha	426ha	20.96%
目 標 (令和 11 年 3 月)	2,011ha	1,408ha	70.01%

【参考】

担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主 業農家数)	担い手		
		認定農業者	認定新規 就農者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和 5 年 3 月)	723 戸 (62 戸)	38 経営体	2 経営体	1 団体
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	703 戸 (58 戸)	39 経営体	4 経営体	1 団体
目 標 (令和 11 年 3 月)	687 戸 (54 戸)	40 経営体	6 経営体	1 団体

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

○農業委員会は、各地域における人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組むこととする。

②農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、町、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定機関が満了する農地についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のため利用調整・交換と

利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない、または受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和 5 年 3 月）	0 人 （ 0ha）	0 法人 （ 0ha）
3 年後の目標 （令和 8 年 3 月）	1 人 （ 0.5ha）	1 法人 （ 5ha）
目 標 （令和 11 年 3 月）	2 人 （ 1.0ha）	1 法人 （ 5ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○県、農協、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

○町、農協、普及所と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

○担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

○農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の別段の面積を設定または見直しを検討し、新規就農等を促進する。

○農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

小野町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、小野町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ① 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ② 農家への声かけ等による意向把握
- ③ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ④ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ⑤ 「地域計画」の定期的な見直しの協力